

経済連携協定(EPA)締結・交渉状況

締結済	シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・2001年1月交渉開始 ・2002年1月署名 ・2002年11月発効 ・2006年6月再交渉開始 ・2007年3月改正議定書署名
	メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> ・2002年11月交渉開始 ・2004年9月署名 ・2005年4月発効
	マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年1月交渉開始 ・2005年12月署名 ・2006年7月発効
	フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年2月交渉開始 ・2004年11月大筋合意 ・2006年9月署名
	タイ	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年2月交渉開始 ・2005年9月大筋合意 ・2007年4月署名
	チリ	<ul style="list-style-type: none"> ・2006年2月交渉開始 ・2006年9月大筋合意 ・2007年3月署名
	ブルネイ	<ul style="list-style-type: none"> ・2006年6月交渉開始 ・2006年12月大筋合意 ・2007年6月署名
実質交渉了 (大筋合意達成済)	インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年7月交渉開始 ・2006年11月大筋合意
交渉中断	韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・2003年12月交渉開始
交渉中	ASEAN 包括	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年4月交渉開始
	湾岸協力理事会(GCC)	<ul style="list-style-type: none"> ・2006年5月交渉開始
	ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・2006年12月交渉開始
	インド	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年1月交渉開始
	オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年4月交渉開始
	スイス	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年5月交渉開始



**Financial Action Task Force
on Money Laundering**

資金洗浄に関する金融活動作業部会

Groupe d'action financière
sur le blanchiment de capitaux

40 の勧告 (仮訳)

40の勧告

序

資金洗浄の手法と技術は対策の発達に対応して変化している。金融活動作業部会（FATF）¹は、真の所有者や違法な収益の管理を隠すために法人を利用する事例が増加してきたこと、及び犯罪資産を洗浄することに関して助言や支援を行う専門家を利用する事例が増加してきたことなど、近年、犯罪技術が精巧に複合化してきたことに注目した。これらの点は、FATFがNCCT（非協力国・地域）プロセスを通じて得た経験や各国のイニシアチブ又は国際的なイニシアチブと相俟って、FATFにとり、40の勧告を再検討し、資金洗浄対策及びテロ資金対策のための包括的で新たな枠組みへと改正する契機となった。FATFは、全ての国に資金洗浄対策及びテロ資金対策の各国の制度が、新しいFATF勧告に対応するよう必要な措置をとり、対策を効果的に実施するよう要請する。

40の勧告の改訂のための検討プロセスは、FATFメンバー、非メンバー、オブザーバー、金融部門やその他影響を受ける部門及び関係者に開かれた、広範なものであった。この協議プロセスにおいて、広範な意見が出され、それらの全てが検討プロセスで考慮された。

40の勧告の改訂版は、資金洗浄のみならず、テロ資金供与にも適用され、テロ資金供与に関する8つの特別勧告とあわせれば、強力で包括的かつ一貫した資金洗浄対策及びテロ資金対策措置の枠組みとなる。FATFは、国により法制度及び金融制度は多様であり、共通の目的を達成するにあたって、全ての国が、とりわけ細部についてまで、同一の措置を講じ得るものではないことを認識している。従って、本勧告は、各国が、それぞれ固有の事情及び憲法の枠組みに従って、細部を実施するための最低限の行動基準を定めている。本勧告は、刑事司法制度及び規制制度内で各国の制度が有すべき全ての措置、金融機関や特定の職業専門家によってとられるべき予防措置及び国際協力を含んでいる。

最初のFATF40の勧告は、薬物取引で得た資金の洗浄による金融制度の濫用に対抗するためのイニシアチブとして、1990年に作成された。1996年に、同勧告は、資金洗浄

1. FATFは、資金洗浄対策とテロ資金対策のために、基準を設定し、対策を発展させ促進させる国際的な政府間組織である。現在、31ヶ国・地域及び2国際機関の33のメンバーが参加。更に、5つのFATF型地域機関と15以上の他の国際機関・組織を合わせた20以上のオブザーバーからなる。全てのメンバーとオブザーバーはFATFのウェブサイト（http://www.fatf-gafi.org/Members_en.htm）でみることができる。

の犯罪類型が進化したことを受けて、初めて改正された。1996年改正の40の勧告は、130ヶ国以上により支持され、資金洗浄対策の国際基準となっている。

2001年10月、FATFは、マンデートを拡大して、テロ資金対策にも取り組むようになり、テロ資金供与に関する8つの特別勧告を作成するという重要な措置を講じた。この勧告は、テロ行為やテロ団体への資金供与に対抗するための一連の措置を含んでおり、40の勧告²を補完する。

資金洗浄対策及びテロ資金対策において重要な要素となるのは、これらの国際基準に照らし合わせて、各国の制度を監督し、評価する必要性である。FATF及びFATF型地域機関が行う相互審査は、IMFや世界銀行が行う評価とともに、全ての国により、FATF勧告が効果的に実施されることを確保する重要な仕組みである。

2. FATFの40の勧告及び8つの特別勧告はIMF及び世界銀行によって、資金洗浄対策及びテロ資金対策の国際基準として認定されている。

40の勧告

A. 法制度

資金洗浄の罪の範囲

1.

各国は、1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（ウィーン条約）及び2000年の国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（パレルモ条約）に則り、資金洗浄を犯罪化すべきである。

各国は、可能な限り広く前提犯罪を取り込むことを目指して、全ての重大犯罪について資金洗浄罪を適用すべきである。前提犯罪をどのように規定するかについては、全ての犯罪を前提犯罪とする方法、重大犯罪類型又は前提犯罪に適用可能な拘禁刑に関連づける方法（敷居方式）、前提犯罪の列举リストを作成する方法、若しくはそれらの組み合わせによる方法があり得る。

敷居方式をとっている国においては、最低限、国内法において重大犯罪の類型にある全ての犯罪、又は長期一年超の拘禁に処される犯罪が前提犯罪に含まれるべきであり、立法制度上、最短刑期についての敷居を設けている国においては、短期六ヶ月超の拘禁に処される全ての犯罪が前提犯罪に含まれるべきである。

いずれの方式を採用しても、各国においては、少なくとも、指定された各犯罪類型³に属する一連の犯罪が前提犯罪に含まれるようにすべきである。

資金洗浄の前提犯罪については、当該行為が行われた外国の法令によれば罪に当たり、かつ、仮に当該行為が国内で行われたとすれば前提犯罪となる場合には、当該外国で行われた行為を前提犯罪に含めるべきである。各国は、仮に国内で行われたとすれば前提犯罪となるということのみを唯一の条件として前提犯罪とすることもできる。

各国は、国内法の根本原則上必要な場合には、前提犯罪を犯した当人に、資金洗浄罪を適用しないこととすることができる。

3. 用語集の「指定された犯罪類型」の定義を参照。

2.

各国は、以下のことを確保すべきである。

- a) 資金洗浄罪を証明するために求められる故意又は認識は、これらの心理的状況については客観的な事実の状況からも推認できるという考え方を含め、ウィーン条約及びパレルモ条約に規定された基準と整合的である。
- b) 法人に対して刑事責任、又はそれが不可能な場合には、民事上若しくは行政上の責任を課すべきである。法人に関して並行して、刑事上、民事上又は行政上の手続をとることが可能な国においては、それを妨げるべきではない。法人に対して効果的で適切な、抑止力のある制裁措置を課すべきである。当該措置によって個人の刑事責任が減殺されるべきではない。

暫定的な措置及び没収

3.

各国は、権限ある当局が、洗浄された財産、資金洗浄又は前提犯罪から得た収益、これらの犯罪の実行において使用された又は使用を企図された犯罪供用物あるいはこれらの価値に相当する財産を、善意の第三者の権利を侵害することなく、没収することを可能とするため、法的措置を含め、ウィーン条約及びパレルモ条約に規定されているのと同様の措置をとるべきである。

当該措置には、(a) 没収の対象となる財産を特定し、追跡し、評価する権限、(b) 当該財産の取引、移転又は処分を防止するため、凍結、差押などの暫定的な措置をとる権限、(c) 没収の対象となる財産を回復する国家の権能を侵害する行為を防止又は無効化する措置をとる権限、(d) 捜査のためにあらゆる適切な措置をとる権限が含まれるべきである。

各国は、国内法の原則に一致する限りにおいて、刑事上の有罪判決がなくても当該収益又は犯罪供用物を没収することを認める措置や、被告人に、没収の対象として申し立てられた財産の合法的な起源を示すよう要求する措置を採用することについて検討できる。

B. 資金洗浄及びテロ資金供与防止のために金融機関並びに非金融業者及び職業専門家がとるべき措置

4.

各国は、金融機関の守秘義務に関する法規が FATF 勧告の実施を妨げないことを確保すべきである。

顧客管理措置及び記録保存

5. *

金融機関は、匿名口座及び明らかに偽名による口座を保有すべきではない。

金融機関は、以下の場合には、顧客の身元確認及び照合を含む顧客管理措置をとるべきである。

- ・ 業務関係の確立
- ・ i) 一定の基準額を超える一見取引、又は ii) テロ資金供与に関する特別勧告 VII の解釈ノートで対象となる状況下で電信送金により行われる一见取引
- ・ 資金洗浄又はテロ資金供与の疑いがあるとき
- ・ 金融機関が過去に取得した顧客の本人確認データについての真実性又は妥当性に疑いのあるとき

顧客管理措置としては以下のことを行うべきである。

- a) 信頼できる独立した情報源に基づく文書、データ又は情報⁴を用いて、顧客の身元を確認し、照合する。
- b) 受益者の身元を確認し、金融機関が当該受益者が誰であるかについて確認できるように、受益者の身元を照合するための合理的な措置をとる。この中には、金融機関が、法人及び法的取極めについて当該顧客の所有権及び管理構造を把握するための合理的な措置も含まれるべきである。
- c) 業務関係の目的及び所与の性質に関する情報を取得する。
- d) 顧客、業務、リスク、及び必要な場合には資金源について、金融機関の認識と整合的に取引が行われることを確保するため、業務関係に関する継続的な顧客管理及び当該業務関係を通じて行われた取引の精査を行う。

金融機関は、上記 a) から d) のそれぞれの顧客管理措置を適用すべきであるが、顧客、業務関係又は取引の種類によるリスクに応じて当該措置の程度を決定できる。当該措置は、権限ある当局が発出するガイドラインと整合的であるべきである。リスクの高い分野については、金融機関は厳格な顧客管理を行うべきである。リスクが低い特定の状況

* アスタリスク（星印）のついている勧告については、解釈ノートを参照。

4. 信頼できる独立した情報源に基づく文書、データ又は情報は、以下「本人確認データ」という。

では、各国は、金融機関が軽減又は簡素化された措置を適用できるよう決定できる。

金融機関は、業務関係の確立若しくは一見顧客に対する取引の実施の前又はその過程において、顧客及び受益者の身元を照合すべきである。各国は、資金洗浄リスクを効果的に管理でき、かつ、通常の業務遂行を阻害しないために不可欠である場合には、金融機関が実務上合理的な範囲で業務関係確立後速やかに照合措置を完了することを容認できる。

金融機関は、上記 a) から c) の措置を遵守できない場合には、口座開設、業務関係の開始又は取引の実施をすべきではない。あるいは、業務関係を終了すべきである。また、当該顧客に関する疑わしい取引の届出を行うことを検討すべきである。

これらの義務は全ての新規顧客に適用すべきである。なお、金融機関は重要性及びリスクに応じて既存顧客にもこの勧告を適用し、また適切な時期に既存の業務関係についての顧客管理措置を行うべきである。

6. *

金融機関は、重要な公的地位を有する者（Politically Exposed Persons: PEPs）に関しては、通常の顧客管理措置の実施に加えて、以下のことをすべきである。

- a) 顧客が PEPs か否かを判定するための適切なリスク管理システムを有する。
- b) 当該顧客と業務関係を確立する際に上級管理者の承認を得る。
- c) 財源及び資金源を確認するための合理的な措置をとる。
- d) 業務関係についてより厳格な継続的監視を実施する。

7.

金融機関は、海外とのコルレス銀行業務その他同様の関係について、通常の顧客管理措置の実施に加えて、以下のことをすべきである。

- a) 相手方機関の業務の性質を十分に理解するため、また、公的に利用できる情報から、資金洗浄及びテロ資金供与に関する捜査又は行政処分の対象となっていないかどうかを含め、当該機関の評判や監督体制の質について判定するため、相手方機関についての十分な情報を収集する。
- b) 相手方機関の資金洗浄対策及びテロ資金対策を評価する。
- c) 新たなコルレス契約を確立する前に上級管理者の承認を得る。
- d) 契約する両機関の責任を文書にする。
- e) 「payable-through-accounts」については、相手方機関がコルレス機関の口座に直接アクセスする顧客の身元の照合及び当該顧客に対する継続的な管理を実施し、ま

た、相手方機関が要請に応じて関連する顧客の本人確認データをコルレス機関に提供できることを確認する。

8.

金融機関は、匿名性に資するような新たな又は発展しつつある技術により生じ得る資金洗浄の脅威に特別の注意を払い、必要な場合には、資金洗浄におけるその技術の使用を防ぐための措置をとるべきである。とりわけ、金融機関は、非対面の業務関係又は取引に関する特定のリスクに対処するための方針及び手続を有すべきである。

9. *

各国は、以下の基準が満たされる場合には、a) から c) の顧客管理手続の実施又は業務紹介について仲介機関又は第三者機関に依存することを金融機関に容認することができる。第三者機関への依存が容認される場合、顧客の身元の確認及び照合に関する最終的な責任は第三者機関に依存する金融機関にある。

満たされるべき基準は以下のとおりである。

- a) 第三者機関に依存する金融機関は、顧客管理手続の a) から c) に関する必要な情報を速やかに取得すべきである。金融機関は、本人確認データの写し、その他顧客管理義務に関する書類を要請に応じて遅滞なく第三者機関から入手し得ることを確認するための適切な措置を講じるべきである。
- b) 金融機関は、第三者機関が規制及び監督され、勧告 5 及び 10 に沿って顧客管理義務を遵守するための適切な措置を有していることを確認すべきである。

どの国に条件を満たす第三者機関が存在するかについては、FATF 勧告を適用していないか又は適用が不十分である国に関する入手可能な情報を考慮して、各国が判断できる。

10. *

金融機関は、権限ある当局からの情報提供の要請に対し迅速に応ずることができるよう、国内取引及び国際取引に関する全ての必要な記録を最低五年間保存すべきである。この記録は、必要であれば犯罪行為の訴追のための証拠を提供できるよう（金額及び使われた通貨の種類を含めて）個々の取引の再現を可能とするほど十分なものでなければならない。

金融機関は、顧客管理手続を通じて取得した本人確認データに関する記録（例えば、旅券、身分証明書、運転免許証又は同様の書類など公的な身元確認書類の写し又は記録）、

口座記録及び通信文書を業務関係終了後最低五年間保存すべきである。

本人確認データ及び取引記録は、国内の権限ある当局が適切な権能に基づき利用し得るものとするべきである。

11. *

金融機関は、明らかな経済的目的又は明白な合法的目的を有さない全ての複雑な通常でない大口の取引又は全ての通常でない形態の取引に対して、特別の注意を払うべきである。これらの取引の背景及び目的は、可能な限り調査し、調査結果を文書にした上で、権限ある当局及び監査人の役に立つよう、利用し得るものとするべきである。

12. *

勧告 5、6 及び 8 から 11 に定められている顧客管理義務及び記録保存義務は、指定非金融業者及び職業専門家に以下の状況下において適用される。

- a) カジノ---顧客が一定の基準額以上の金融取引を行う場合。
- b) 不動産業者---顧客のために不動産の売買に関する取引に関与する場合。
- c) 貴金属商及び宝石商---顧客と一定の基準額以上の現金取引を行う場合。
- d) 弁護士、公証人、他の独立法律専門家及び会計士が、以下の活動について顧客のために取引の準備又は実行をする場合。
 - ・ 不動産の売買
 - ・ 顧客の資金、証券、その他の資産の管理
 - ・ 銀行口座、貯蓄口座、証券口座の管理
 - ・ 会社の設立、運営、管理のための出資金の組成
 - ・ 法人又は法的取極めの設立、運営、管理及び企業の買収・売却
- e) トラスト・アンド・サービスプロバイダー (Trust and Company Services Provider) ---用語集の定義で示されている活動について顧客のために取引の準備又は実行をする場合。

疑わしい取引の届出及び遵守

13. *

金融機関は、資金が犯罪活動の収益ではないか、又はテロ資金供与と関係しているのではないかと疑うか又は疑うような合理的な根拠を有する場合には、その疑いを金融情報機関 (FIU) に速やかに届出るよう直接法律又は規則によって義務づけられるべきである。

14. *

金融機関、その取締役、幹部職員及び従業員は、

- a) その疑いを FIU に善意で報告する場合には、たとえ内在する犯罪活動が何であるかを正確に認識していなくても、また不法な活動が実際に行われたか否かにかかわらず、契約若しくは法律、規則、又は行政規定により課されている情報開示に関する制限に違反したことから生じる刑事上又は民事上の責任から、法規定によって保護されるべきである。
- b) 疑わしい取引の届出又はその関連情報が FIU に報告されている事実を漏らすことは法律で禁止されるべきである。

15. *

金融機関は、資金洗浄対策及びテロ資金対策のプログラムを策定すべきである。プログラムには以下のものを含むべきである。

- a) 適切な遵守管理規定や従業員採用に際して高い水準を確保するための適切な審査手続を含む内部方針、手続の策定及び管理制度の構築。
- b) 継続的な従業員訓練プログラム。
- c) 遵守体制を検査するための監査機能。

16. *

勧告 13 から 15 及び 21 に定められている義務は、全ての指定非金融業者及び職業専門家に以下の条件に従い適用される。

- a) 弁護士、公証人、他の独立法律専門家及び会計士は、顧客の代理として又は顧客のために、勧告 12(d)に示されている活動に関する金融取引に従事する場合には、疑わしい取引の届出を行うよう義務づけられるべきである。
- b) 貴金属商及び宝石商は、顧客と一定の基準額以上の現金取引に従事する場合には、疑わしい取引の届出を行うよう義務づけられるべきである。
- c) トラスト・アンド・サービスプロバイダーは、顧客の代理として又は顧客のために、勧告 12 (e)に示されている活動に関する金融取引に従事する場合には、疑わしい取引の届出を行うよう義務づけられるべきである。

弁護士、公証人、他の独立法律専門家及び独立法律専門家として活動する会計士は、当該関連情報が、職業上の守秘義務又は法律専門家の秘匿特権に服する状況下において得られたものである場合には、疑わしい取引の届出を行うことを義務づけられない。

資金洗浄及びテロ資金供与を防止するためのその他の措置

17.

各国は、資金洗浄対策又はテロ資金対策の義務を遵守しない本勧告の対象となる自然人又は法人に対して、効果的で適切な、抑止力のある刑事上、民事上又は行政上の制裁措置を講じることができるよう確保すべきである。

18.

各国は、実態のない銀行（シェルバンク）の設立又は、その業務の継続を容認すべきではない。金融機関は、シェルバンクとのコルレス契約の確立又は継続を拒否すべきである。金融機関は、自行の口座をシェルバンクに利用されることを許容しているコルレス先外国金融機関と契約関係を確立することがないようにすべきである。

19.

各国は、情報の適正な使用を確保するための厳格な保護措置の下、銀行、その他の金融機関及び仲介機関が一定額以上の国内現金取引及び国際現金取引の全てを電算機データベースを備えた国の中央機関に対して届出を行い、権限ある当局が資金洗浄及びテロ資金供与事件において利用できるような制度の実行可能性及び有用性を考慮すべきである。

20.

各国は、指定非金融業者及び職業専門家以外で、資金洗浄又はテロ資金供与のリスクがある職業及び専門家にも FATF 勧告を適用することを検討すべきである。

各国は、資金洗浄に対してより脆弱でない現代的で安全な金銭管理技術の開発をさらに奨励すべきである。

FATF 勧告を遵守していないか又は遵守が不十分である国についてとられる措置

21.

金融機関は、FATF 勧告を適用していないか又は適用が不十分である国の者（会社及び金融機関を含む）との業務関係及び取引に対して、特別の注意を払うべきである。これらの取引が明らかな経済的目的又は明白な合法的目的を有さない場合には常に、その背景及び目的を可能な限り調査し、調査結果を文書にした上で、権限ある当局が利用し得るものとすべきである。当該国が FATF 勧告を引き続き適用しないか又は適用が不十分である場合には、各国は適切な対抗措置をとり得るようすべきである。

22.

金融機関は、適用される現地の法及び規則が認める限りにおいて、海外、特に FATF 勧告を適用していないか又は適用が不十分である国に所在する支店及び株式の過半を所有する子会社に対しても、金融機関に関する上記原則が適用されることを確保すべきである。適用される現地の法及び規則がその実施を禁ずる場合には、金融機関は、親会社がある国の権限ある当局に対し、FATF 勧告を適用し得ない旨を伝えるべきである。

規制及び監督

23. *

各国は、金融機関が適切な規制及び監督に服し、FATF 勧告を効果的に実施することを確認すべきである。権限ある当局は、犯罪者又はその関係者が金融機関の重要な又は支配的な資本持分を所有し、又はその受益者とならないように、若しくは金融機関の経営機能を所有することのないように、必要な法的措置又は規制措置をとるべきである。

健全性確保の目的で適用する規制措置及び監督措置のうち資金洗浄にも関連する措置は、資金洗浄対策及びテロ資金対策のためにコア・プリンシプルに服する金融機関に対し、同様に適用すべきである。

その他の金融機関は、当該部門における資金洗浄又はテロ資金供与のリスクを勘案し、免許制又は登録制として適切に規制され、資金洗浄対策のための監督あるいは監視に服すべきである。少なくとも、送金又は両替を業とする者は、免許制又は登録制とし、資金洗浄対策及びテロ資金対策という国家的な義務の遵守を監視し、確保するための効果的な制度に服すべきである。

24.

指定非金融業者及び職業専門家は、以下に示された規制措置及び監督措置に服すべきである。

- a) カジノは、必要な資金洗浄対策及びテロ資金対策を効果的に実施していることを確保するための包括的な規制制度及び監督体制に服すべきである。少なくとも、
 - ・カジノは免許制とすべきである。
 - ・権限ある当局は、犯罪者又はその関係者がカジノの重要な又は支配的な資本持分を所有し、若しくはその受益者とならないように、カジノの経営機能を所有することのないように、またカジノの経営者とならないように、必要な法的措置又は規制措置をとるべきである。
 - ・権限ある当局は、カジノが資金洗浄対策及びテロ資金対策の義務を遵守するべく効果的に監督されることを確保すべきである。

- b) 各国は、資金洗浄対策及びテロ資金対策の義務の遵守を監視し、確保するため、その他の指定非金融業者及び職業専門家が効果的なシステムに服することを確保すべきである。これは、リスクに応じて行われるべきである。これは、政府当局又は適切な自主規制機関によっても行うことができるが、当該自主規制機関は所属会員が資金洗浄対策及びテロ資金対策の義務を遵守することを確保できなければならない。

25. *

権限ある当局は、資金洗浄対策及びテロ資金対策についての国内的措置を適用するに際し、とりわけ疑わしい取引を探知し届出る時に、金融機関、指定非金融業者及び職業専門家の助けとなるよう、ガイドラインを策定しフィードバックを行うべきである。

C. 資金洗浄対策及びテロ資金対策に必要な制度的措置及びその他の措置

権限ある当局、その権限及び資源

26. *

各国は、国の中央機関として、疑わしい取引の届出や他の潜在的な資金洗浄又はテロ資金供与に関する情報を受理し（かつ可能であれば要請し）、分析し、提供する役目を果たす FIU を設立すべきである。FIU は、疑わしい取引の届出の分析を含め、その機能を適切に遂行する上で必要となる金融情報、行政情報及び法執行に関する情報に、時機を失することなく、直接的又は間接的にアクセスすべきである。

27. *

各国は、指定された法執行機関が資金洗浄及びテロ資金供与の捜査に責任を持つことを確保すべきである。各国は、可能な限り、コントロールド・デリバリーやおとり捜査、その他の適切な技術等、資金洗浄の捜査に適した特別の捜査技術を支援し、開発することが奨励される。また、各国は、財務捜査を専門に扱う恒常的又は一時的な集団の活用や他国の適切な権限ある当局との共同捜査のような他の効果的な手法を利用することも奨励される。

28.

資金洗浄及び前提犯罪の捜査を行う際に、権限ある当局は、捜査及び訴追、並びに関連行為で使用するための書類や情報を入手できるようにすべきである。これには、金融機関及びその他の者により保持されている記録の提示、人及び建物の搜索、差押及び証

拠取得のため、強制的な措置を発動するための権限が含まれるべきである。

29.

監督者は、検査権限を含め、金融機関の資金洗浄対策及びテロ資金対策の義務の遵守を監視し、確保するための適切な権限を有すべきである。監督者は、遵守状況の監視に関する全ての情報を金融機関から提出させる権限、及びそれらの義務を遵守しない場合には適切な行政処分を課す権限を与えられるべきである。

30.

各国は、資金洗浄対策及びテロ資金対策に携わっている権限ある当局に対し、十分な財政的、人的及び技術的資源を提供すべきである。各国は、権限ある当局の職員が高い資質を有することを確保するための措置をとるべきである。

31.

各国は、政策立案者、FIU、法執行機関及び監督者が、資金洗浄対策及びテロ資金対策の方策及び活動の発展や実施に関して協力し、適切な場合には国内的に調整できるような効果的な制度を有することを確保すべきである。

32.

各国は、権限ある当局が制度の有効性及び効率性に関する包括的な統計を整備することによって、資金洗浄対策及びテロ資金対策制度の有効性を精査できることを確保すべきである。これには、受理及び提供された疑わしい取引の届出に関する統計、並びに資金洗浄及びテロ資金供与の捜査、訴追、裁判に関する統計、財産の凍結、差押及び没収に関する統計、法律上の相互援助又その他の国際的な協力要請に関する統計が含まれるべきである。

法人及び法的取極めの透明性

33.

各国は、資金洗浄者による法人の不法な利用を防止するための措置を講じるべきである。各国は、権限ある当局が、適時に、法人に対する受益所有及び支配について、十分に、正確かつ時宜を得た情報を得ることができ、又はそのような情報にアクセスできることを確保すべきである。とりわけ、無記名株券を発行することができる法人制度を有する国は、無記名株券が資金洗浄のために悪用されないことを確保するための適切な措置を講じるべきであり、また、その措置の妥当性を実証することができるようにすべきである。各国は、勧告 5 に定められている義務を実施する金融機関が受益所有及び支配

に関する情報にアクセスすることを促進するための措置を検討することができる。

34.

各国は、資金洗浄者による法的取極めの不法な利用を防止するための措置を講じるべきである。とりわけ、各国は、権限ある当局が、適時に、設定者、受託者及び受益者に関する情報を含め、明示信託 (express trust) について、十分に、正確かつ時宜を得た情報を得ることができ、又はそのような情報にアクセスできるよう確保すべきである。各国は、勧告5に定められている義務を実施する金融機関が受益所有及び支配に関する情報にアクセスすることを促進するための措置を検討することができる。

D. 国際協力

35.

各国は、ウィーン条約、パレルモ条約及び 1999 年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を批准し完全に実施するための措置を速やかにとるべきである。各国は、また、犯罪収益の洗浄、捜索、押収及び没収に関する 1990 年の欧州評議会条約、2002 年の米州テロ対策条約のような他の関連する条約を批准し、実施することも奨励される。

法律上の相互援助及び犯人引渡し

36.

各国は、資金洗浄及びテロ資金供与の捜査、訴追及び関連手続について、できる限り広範な法律上の相互援助を迅速、建設的かつ効果的に、提供すべきである。とりわけ各国は、以下のことを考慮すべきである。

- a) 法律上の相互援助を妨げ、あるいはこれに不合理又は不当に制限的な条件を課すべきではない。
- b) 法律上の相互援助の要請を実施するための明確かつ効率的な手続を確保すべきである。
- c) 犯罪が租税上の問題に関連すると考えられることのみを理由として、法律上の相互援助の要請の実施を拒否すべきではない。
- d) 法律が金融機関に守秘を要求していることを理由として、法律上の相互援助の要請の実施を拒否すべきではない。

各国は、また、法律上の相互援助の要請に応じて、勧告 28 で要求されている権限あ

る当局の権力が活用できることを確保すべきである。また、国内的枠組みと整合する場合には、外国の司法機関又は法執行機関から国内のカウンターパートへの法律上の相互援助の直接の要請に応じて、同様に権限ある当局の権力を活用できることを確保すべきである。

管轄権上の争いを避けるため、二以上の国で訴追の対象となる事件の場合には、司法の利益のために容疑者を訴追する最善の場所を決定する制度を考案し活用することに対して考慮が払われるべきである。

37.

各国は、双罰性がない場合でも、可能な限り、法律上の相互援助を行うべきである。

法律上の相互援助や犯人引渡しのために双罰性が要求される場合には、両国が前提となる行為を犯罪化していれば、両国が当該犯罪を同一類型の犯罪としているか否か、又は同一の用語で定義しているか否かにかかわらず、当該要件は満たされているものとみなされるべきである。

38. *

外国の要請に応じて、洗浄された財産、資金洗浄又は前提犯罪から得た収益、これらの犯罪の実行において使用された又は使用を企図された犯罪供用物あるいはこれらの価値に相当する財産を認定し、凍結し、差押え、没収するための迅速な行動をとる権限が存在すべきである。また、差押及び没収手続を調整するための取極めを結ぶべきである。その手続には、没収された資産の配分を含むこともある。

39.

各国は、資金洗浄を引渡犯罪として認識すべきである。各国は、自国民を引渡すか、あるいは国籍のみを理由として引渡しを行わない場合でも、引渡しを求める国からの要請により、不当に遅滞することなく、要請された犯罪の訴追に関して権限のある当局に事件を付託すべきである。当該国の権限ある当局は、国内法における他の重大犯罪事件と同様に、決定を行い、手続を実施すべきである。関係国は、訴追の効率性を確保するため、とりわけ手続及び証拠の面に関して相互に協力すべきである。

各国は、それぞれの法的枠組みに従い、引渡要請が適切な関係機関の間で直接行われることを認め、逮捕令状又は判決文書のみに基づいて犯人を引渡し、又は正式な引渡手続の放棄に同意する者につき簡略化された引渡手続を導入することにより、引渡しを簡略化することを考慮できる。

その他の形態の協力

40. *

各国は、権限ある当局が、外国のカウンターパートに対して可能な限り広範な国際協力を提供することを確保すべきである。自発的又は要請に応じて、直接カウンターパート間で、資金洗浄及び前提犯罪に関する迅速かつ建設的な情報交換を促進するための明確で効果的な枠組みを構築すべきである。情報交換は、不当に制限的な条件なしで認められるべきである。とりわけ、

- a) 権限ある当局は、要請が租税上の問題に関連すると考えられることのみを理由として援助要請を拒否すべきではない。
- b) 各国は、協力を拒否する理由として、金融機関に守秘を要求する法律を援用すべきではない。
- c) 権限ある当局は、外国のカウンターパートのために調査し、また可能であれば犯罪調査及び捜査を行い得ることとすべきである。

外国の権限ある当局が要請する情報を取得する能力が、そのカウンターパートの権限外である場合には、各国は、カウンターパートでない当局と迅速かつ建設的な情報交換を容認することも奨励される。カウンターパート以外の外国当局との協力は、直接的又は間接的に行うことができ、とるべきチャンネルが不明確な場合には、権限ある当局は、まず外国のカウンターパートに対し援助のために接触すべきである。

各国は、権限ある当局により交換される情報がプライバシーとデータ保護に関する義務に従って正当と認められる方法でのみ使用されることを確保するための、管理と保護の手段を設けるべきである。

用語集

勧告において、以下の略語及び用語が用いられている。

「**受益者**」とは、最終的に顧客を所有し支配する自然人で、当該自然人のために取引が行われている場合をいう。また、究極的かつ効果的に法人や法的取極めに支配を及ぼす自然人も含む。

「**コア・プリンシプル**」とは、バーゼル銀行監督委員会の「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」、証券監督者国際機構の「証券監督のための目的及び諸原則」、保険監督者国際機構の「保険監督の諸原則」をいう。

「**指定された犯罪類型**」とは、以下のものをいう。

- ・ 組織的犯罪集団への関与及び集団的不当利得 (participation in an organised criminal group and racketeering)
- ・ テロ行為 (テロ資金供与を含む) (terrorism, including terrorist financing)
- ・ 人身取引及び移民の密輸 (trafficking in human beings and migrant smuggling)
- ・ 性的搾取 (児童に対する性的搾取を含む) (sexual exploitation, including sexual exploitation of children)
- ・ 麻薬及び向精神薬の不正取引 (illicit trafficking in narcotic drugs and psychotropic substances)
- ・ 武器の不正取引 (illicit arms trafficking)
- ・ 盗品等の不正取引 (illicit trafficking in stolen and other goods)
- ・ 腐敗及び贈収賄 (corruption and bribery)
- ・ 詐欺 (fraud)
- ・ 通貨偽造 (counterfeiting currency)
- ・ 製品の偽造及び不正コピー (counterfeiting and piracy of products)
- ・ 環境犯罪 (environmental crime)
- ・ 殺人及び重大な傷害 (murder, grievous bodily injury)
- ・ 誘拐、監禁及び人質をとる行為 (kidnapping, illegal restraint and hostage-taking)
- ・ 強盗又は窃盗 (robbery or theft)
- ・ 密輸 (smuggling)
- ・ 恐喝 (extortion)
- ・ 偽造 (forgery)
- ・ 海賊行為 (piracy)

・インサイダー取引及び相場操縦 (insider trading and market manipulation)

上記に列挙されている各類型にどのような犯罪が前提犯罪としてカバーされるかを判断するには、各国は、国内法に従って、かかる犯罪をいかに定義し、また、これらの罪を重大犯罪とするための特定の要件の性質をいかに定義するかを定めることができる。

「指定非金融業者及び職業専門家」とは、以下の者をいう。

- a) カジノ (インターネットカジノも含む)
- b) 不動産業者
- c) 貴金属商
- d) 宝石商
- e) 弁護士、公証人、他の独立法律専門家及び会計士—これは、単独開業者、専門家事務所の経営者又は従業員専門家をいう。他の職種の従業員である企業内専門家及び既に資金洗浄対策に服している政府機関で勤務する専門家は含まれない。
- f) トラスト・アンド・サービス・プロバイダーとは、本勧告の他の部分でカバーされていないが、事業として第三者に以下の業務を提供する全ての者及び職業をいう。
 - ・ 法人設立の仲介者として行動すること
 - ・ 企業の取締役や秘書、合名会社の共同経営者、他の法人との関係でこれらと同様の立場に立つ者として行動すること (又は他人がそのような立場で行動することを準備すること)
 - ・ 登録された事務所の提供や会社、合名会社その他の法人又は法的取極めのために事業上の住所や設備、通信手段、管理上の住所を提供すること
 - ・ 明示信託の受託者として行動すること (又は他人がそのような立場で行動することを準備すること)
 - ・ 他人の株券の名義人として行動すること (又は他人がそのような立場で行動することを準備すること)

「一定の基準額」とは、解釈ノートに定められている額をいう。

「金融機関」とは、業務として、顧客のために又は顧客に代わって以下の活動や事業のうち一又は二以上を行う者をいう。

1. 公衆⁵からの預金及びその他の返済義務付き資金の受入れ

5. プライベート・バンキングも含む。

2. 融資⁶
3. 金融上のリース⁷
4. 送金⁸
5. 決済手段（例えば、クレジットカード、デビットカード、小切手、トラベラーズチェック、マネーオーダー、銀行手形、電子マネー）の提供及び管理
6. 金融上の保証とコミットメント
7. 以下の取引
 - (a) 資金市場関連商品（小切手、為替手形、譲渡性預金、デリバティブ）
 - (b) 外国為替
 - (c) 為替、金利及び指数取引
 - (d) 譲渡可能な有価証券
 - (e) 商品先物取引
8. 証券引受及びこれらに係る金融サービスの提供
9. 個々のポートフォリオ管理及び集合的ポートフォリオ管理
10. 他人のための現金又は流動性を有する証券の保護預かり及び管理
11. その他他人のためにファンド又は資金を投資し、運営し、管理すること
12. 生命保険及び投資性の高い保険⁹の引受と販売
13. 両替

資金洗浄活動が起こるリスクがほとんどないような散発的あるいは非常に限られたベース（量的な基準、絶対的な基準を勘案して）で金融活動が行われる場合には、各国は、資金洗浄対策措置を講じることが全くあるいは部分的に不要であることを決定できる。

ごく限定され、正当化し得る状況において、かつ、資金洗浄のリスクが低いことが証明されている場合には、各国は、40 の勧告のうちいくつかあるいは全てを上記の特定の金融活動に適用しないと決定できる。

「**FIU**」とは、金融情報機関を意味する。

「**法的取極め**」とは、明示信託又はその他の類似の法的取極めをいう。

6. とりわけ以下を含む：消費者金融、不動産抵当信用、ファクタリング（償還義務の有無を問わない）、商取引のファイナンス（フォーフェイティングを含む）。

7. 消費者向け商品に関連する金融リースの組成にまでは拡大しない。

8. 公式分野及び代替的送金等非公式分野の双方における金融活動に適用する。テロ資金供与に関する特別勧告VIの解釈ノートを参照。金融機関に対し、送金のためのメッセージやその他のサポートシステムのみを提供する自然人や法人には適用されない。テロ資金供与に関する特別勧告VIIの解釈ノート参照。

9. 保険会社及び保険仲介業者（代理店及びブローカー）双方に適用する。

「法人」とは、会社、財団、施設、組合又は社団、若しくは金融機関との間で永続的な顧客関係を開設することができ、又は財産を所有することができる類似の団体をいう。

「payable-through-accounts」とは、第三者が、自分のために取引をするために直接使用するコルレス口座をいう。

「重要な公的地位を有する者 (PEPs)」とは、外国において特に重要な公的な機能を任せられている、又は任せられてきた個人であり、例えば国家元首や首相、高位の政治家、政府高官、司法官、軍当局者、国有企業の上級役員、重要な政党役員をいう。PEPs の家族や近親者との業務上の関係は、PEPs との関係と類似と評されるリスクを含む。定義は、前述の分野において、中級者やより下位の個人を含むことを意図していない。

「シェルバンク」とは、法的管轄領域内にあるが物理的実態がなく、規制されている金融グループとは関係を有しない銀行をいう。

「STR」とは、疑わしい取引の届出をいう。

「監督者」とは、金融機関に資金洗浄対策及びテロ資金対策の遵守を確保させる責任を有する指定された権限ある当局をいう。

「FATF 勧告」とは、本勧告及びテロ資金供与に関する特別勧告をいう。

付属

40の勧告に関する解釈ノート

解釈ノート

一般原則

1. 本勧告において国（country）とは、地理的領域（territories）及び法的管轄領域（jurisdictions）を等しく指す。
2. 勧告 5 から 16 及び 21、22 は、金融機関又は指定非金融業者及び職業専門家は一定の行動をとるべき旨を示す。これらは、各国が、金融機関又は指定非金融業者及び職業専門家に各勧告を遵守することを義務づける措置を求める。勧告 5、10 及び 13 における基本的な義務は法令により規定すべきである。一方、これら勧告のより詳細な要素は、他の勧告の義務と同様に、法令又は権限ある当局が発出する他の執行力を伴う手段により義務づけることができる。
3. 金融機関がある事項について確認するとされているところについては、当該機関が権限ある当局にその評価を正当化できなければならない。
4. 勧告 12 及び 16 の遵守にあたり、基本となる業務に関する法令に当該業務又は職業が含まれるのであれば、各国は法律家、公証人、会計士及びその他の指定非金融業者及び職業専門家をもっぱら対象とする法令を発出する必要はない。
5. 金融機関に適用される解釈ノートは、適用可能な場合には、指定非金融業者及び職業専門家にも有効である。

勧告 5、12 及び 16

取引についての一定の基準額（勧告 5 及び 12 の対象）とは以下のとおりである。

- ・金融機関の一見取引（勧告 5 の一见取引の対象）——15,000 ドル／ユーロ
- ・インターネットカジノを含むカジノ（勧告 12 の対象）——3,000 ドル／ユーロ
- ・現金取引を行う貴金属商及び宝石商（勧告 12 及び 16 の対象）——15,000 ドル／ユーロ

一定の基準額を超える金融取引とは、取引が単独執行で行われた場合又は関連するとみられる複数執行で行われた場合を含む。

勧告 5

顧客管理及び内報

1. 顧客との関係の確立又は継続において、若しくは一見取引を行うときに、取引が資金洗浄又はテロ資金供与と関連があると疑われる場合には、金融機関は、以下のことを行うべきである。

- a) 継続顧客か一見顧客かを問わず、別段の規定の適用がない限り、適用除外や額とは無関係に、顧客及び受益者の身元確認及び照合に努めることが原則である。
- b) 勧告 13 に従って疑わしい取引の届出を FIU に提出すべきである。

2. 勧告 14 により、金融機関、その取締役、幹部職員、従業員及び代理人は、疑わしい取引の届出又はその関連情報が FIU に報告されている事実を顧客に漏らすことは禁止される。こういう状況下で金融機関が顧客管理義務を実施しようとする、故意ではなくとも顧客に疑わしい取引の届出について察知され得るリスクがある。顧客に疑わしい取引の届出や捜査の可能性について察知されることは、その後、資金洗浄又はテロ資金供与の疑いについての捜査活動に支障をきたしかねない。

3. 従って、金融機関は、取引が資金洗浄又はテロ資金供与と関連があるとの疑いをもっても、顧客管理手続の実施に際しては顧客が察知し得るリスクを考慮すべきである。顧客管理手続の実施が顧客又は潜在的な顧客に対する内報となると金融機関が合理的に判断する場合には、金融機関は顧客管理手続の実施を止めることができ、疑わしい取引の届出を行うべきである。金融機関は、その従業員が顧客管理を行うにあたり、当該問題について留意し、気を付けることを確保すべきである。

法人及び法的取極めに対する顧客管理

4. 法人又は法的取極めに関する顧客管理手続のうち(a)及び(b)を実施する場合には、金融機関は、

- a) 当該顧客を代理しようとする者が権限を有していることを照合し、当該代理人の身元を確認すべきである。
- b) 当該顧客の身元を確認し、かつその身元を照合すべきである。この役割を十分に実行するために必要となる措置の種類としては、顧客の氏名、受託者の氏名、法律上の形態、住所、取締役、当該法人又は法的取極めを拘束する定款に関する情報の取得に加えて、設立証明若しくは法人又は法的取極めの法人格を証明する類似のもの取得が必要となる。

- c) 法人の所有権及び管理構造に対して理解することを含め、法人顧客の受益者の身元を確認し、受益者の身元を照合するべく合理的な措置をとるべきである。この役割を十分に実行する上で必要となる措置の種類としては、支配的な資本持分を有する自然人の身元を確認し、法人又は法的取極めの決定及び管理を行う自然人の身元を確認することである。法人顧客又は支配的な資本持分を有する者が開示義務の規制が及んでいる公開企業の場合には、当該公開企業の株主の身元確認や照合をする必要はない。

関連情報やデータは、公開されている株主名簿、法人顧客又は他の信頼できる情報源から入手できる。

履行済みの身元確認及び照合に対する依存

5. 勧告 5 で定められている顧客管理措置は顧客が取引する都度、金融機関が当該顧客の身元確認や照合を繰り返し行うことを意味しない。当該情報の真実性について疑いが無い限り、金融機関は当該金融機関が既に実施した身元確認及び照合措置を信頼することができる。金融機関が疑いをもつような場合とは、例えば、当該顧客が資金洗浄の疑いがある場合、又は顧客の口座が顧客の業務状況と整合性なく操作されているというような実質的な変更がある場合である。

身元照合のタイミング

6. 通常の業務遂行を阻害しないために不可欠であるという理由で、業務関係確立後に身元の照合を完了させることを容認できる事例には以下のものが含まれる。
- ・ 非対面取引
 - ・ 証券取引：証券業においては証券会社や仲介者は顧客の身元が完全に照合される前に当該顧客が接触する時点での市場条件に従って極めて速やかに取引を履行することが要請される。
 - ・ 生命保険業：生命保険業について、各国は、保険契約者との業務関係確立後に当該契約上の受益者の身元確認及び照合を実施することを許容できる。ただし、そのような場合でも、受益者の身元確認及び照合は、資金支払い時又はそれ以前若しくは受益者が当該契約で認められている権利行使をする時又はそれ以前に行われるべきである。
7. 金融機関は、身元照合前に顧客が業務関係を利用し得る条件についてのリスク管理手続についても採用する必要がある。この手続には、遂行可能な取引の件数、種類、金

額（量）の制限や業務関係の当該種類から求められる規範を超えて履行される巨額又は複雑な取引に対する監視が含まれる。金融機関は非対面取引のリスク管理措置の例に関する特別なガイダンスとして、バーゼル CDD ペーパー¹⁰（2.2.6.章）を参照すべきである。

既存顧客に対する身元確認義務

8. 銀行業務を取扱う機関に顧客管理手続を適用するときには、既存顧客に対する身元確認に関してバーゼル CDD ペーパーで示された諸原則はガイダンスとして活用されるべきであり、それは関連ある場合には他の金融機関にも適用され得る。

簡素化又は軽減された顧客管理措置

9. 原則として受益者の身元確認を含め、全ての顧客は顧客管理措置の対象とされなければならない。しかしながら、資金洗浄及びテロ資金供与のリスクが比較的小さい場合や、顧客及び受益者の身元に係る情報が公的に入手できる場合、その国のシステムにおいて十分な検査、監督機能が存する場合、といった状況がある。そうした状況下では、金融機関が顧客及び受益者の身元確認や照合を行う際、簡素化又は軽減された顧客管理措置をとることを許容することが合理的である。

10. 簡素化又は軽減された顧客管理措置は以下の種類の顧客例に適用される。

- ・金融機関---FATF 勧告に沿って資金洗浄対策及びテロ資金対策の義務に服しており、また、それらの遵守状況につき監視されている金融機関
- ・開示義務の規制が及んでいる公開企業
- ・政府機関又は政府企業

11. 簡素化又は軽減された顧客管理措置は、当該指定非金融業者及び職業専門家が FATF 勧告に整合的な資金洗浄対策及びテロ資金対策の義務に服し、また当該義務の遵守状況を監視し、確保するための効果的なシステムに服している場合には、指定非金融業者及び職業専門家が保有する共同口座の受益者にも適用され得る。また、銀行は、口座保有機関が職業的金融仲介人たる顧客に、当該仲介人自身の顧客（銀行からみて受益者）に対する顧客管理措置を依存できる状況に関する特別のガイダンスを提示しているバーゼル CDD ペーパー（2.2.4 章）を参照すべきである。適切な場合には、当該 CDD ペーパーは他の金融機関で保有される同様の口座についてもガイダンスとなり得る。

10. バーゼル CDD ペーパーとは、2001 年 10 月にバーゼル銀行監督委員会により発表された銀行の顧客管理に関するガイダンスペーパーをいう。

12. 簡素化又は軽減された顧客管理措置は以下の種類の資産や取引にも適用され得る。
(例示列举)

- ・年間保険料 1,000 ドル／ユーロ以下、一時払保険料 2,500 ドル／ユーロ以下の生命保険契約
- ・解約及び返戻条項がなく、担保として使用できない年金保険契約
- ・年金、退職手当、その他従業員に退職給付金を付与するのと同様の仕組みで、掛け金が給与から引き落とされ、同仕組みにおいて会員の持分譲渡を約款上禁じるもの

13. 各国は、こうした簡素化措置を自国の顧客のみに適用するか、FATF 勧告を遵守し効果的に実施している外国からの顧客にも適用を認めるかを決定できる。

簡素化された顧客管理措置は、資金洗浄又はテロ資金供与の疑いがある場合若しくはリスクの高い場合には、適用を許容すべきではない。

勧告 6

各国は、自国で重要な公的権能を有する個人にも勧告 6 の義務を適用することが奨励される。

勧告 9

本勧告は外部委託又は代理店との関係には適用されない。

本勧告は顧客のために金融機関相互間で行う勘定や取引には適用されない。当該関係は勧告 5 及び 7 で示されている。

勧告 10. 11

保険業務に関して、取引とは、保険商品そのもの、支払保険料及び給付金を指すものと理解すべきである。

勧告 13

1. 勧告 13 における犯罪活動とは以下を指す。

- a) 各国において資金洗浄の前提犯罪を構成する全ての犯罪行為、又は
- b) 最低限、勧告 1 で要求されている前提犯罪を構成する犯罪

各国は、選択肢(a)を採用することが強く奨励される。未遂に終わった取引を含め、全ての疑わしい取引は、取引の額に関係なく届出が行われるべきである。

2. 勧告 13 を実施する際には、金融機関は疑わしい取引が税に関わる問題を含むと考えられるか否かにかかわらず、届出を行うべきである。各国は、資金洗浄者は、とりわけ「取引が税に関わる問題と関係がある」と主張することによって、金融機関に疑わしい取引の届出を行わせないようにすることがあるということを考慮すべきである。

勧告 14 (内報)

弁護士、公証人、他の独立法律専門家及び独立法律専門家として活動する会計士が、顧客が違法な活動に従事することを思いとどませようと努める場合、このことは内報に該当しない。

勧告 15

勧告で規定されている各々の義務のためにとられる措置の形態及び範囲は、資金洗浄及びテロ資金供与のリスク及び事業規模を考慮して適切であるべきである。

金融機関については、遵守管理規程に管理職レベルのコンプライアンス・オフィサーの任命を含めるべきである。

勧告 16

1. 職業上の守秘義務又は法律専門家の秘匿特権に服する問題であるかは、各国が決定すべきである。一般的にこれに含まれるものとしては、(a) 顧客の法的地位を確認している過程において、又は (b) 司法、行政、仲裁、調停の手続中あるいはそれらに関して、依頼人の弁護又は代理行為を遂行する過程において、弁護士、公証人又は独立法律専門家が、顧客から受け取った、又は顧客を通じて入手した情報が考えられる。会計士が同様の守秘義務又は秘匿特権に服する場合、彼らもまた疑わしい取引の届出を行うことを義務づけられない。

2. 各国は、自主規制団体が、FIU との間に適切な協力体制がある場合には、弁護士、公証人、独立法律専門家及び会計士が、自主規制団体に対して、疑わしい取引の届出を行うことを認めてよい。

勧告 23

勧告 23 は、単に資金洗浄の目的のために、金融機関において、支配的な資本持分を認めることについて定期的に再検討するための制度の導入を要求していると読むべきではなく、FATF の見地から、金融機関（とりわけ銀行及びノンバンク）において支配的な株主に対する適切さの再検討が行われることが望ましいと強調していると読むべきである。従って、株主に対する適切さ（あるいは「フィット・アンド・プロパー」）のテストが存在する場合には、監督者はその注意を資金洗浄対策上の目的との関連にも向けるべきである。

勧告 25

各国は、提供すべきフィードバックを検討する際には、FATF の「届出金融機関等へのフィードバックに関するベストプラクティスガイドライン」を考慮すべきである。

勧告 26

各国が FIU を設立した場合は、エグモント・グループの一員になるよう申請することを検討すべきである。各国は、エグモント・グループの設立目的文書、及び資金洗浄事件に関する FIU 間の情報交換の原則を考慮すべきである。これらの文書は、FIU の役割及び機能、FIU 間における情報交換のメカニズムに関する重要なガイダンスを定めるものである。

勧告 27

各国は、国家レベルで、資金洗浄事件を捜査する権限ある当局に対し、資金洗浄活動に携わっている人物の特定や証拠収集のために疑わしい人物の逮捕や金銭没収を遅らせる、又は見送ることを認めるための措置（法的措置を含む）を講じることを考慮すべきである。それらの措置がなければ、コントロールド・デリバリーやおとり捜査といった捜査手続の利用はできない。

勧告 38

各国は、以下のことを考慮すべきである。

- a) それぞれの国において、法執行、保健、教育又は他の適切な目的のために、没収された財産の全て又はその一部を積み立てる没収財産基金を設立すること。

- b) とりわけ直接的であれ間接的であれ、他国との連携による法執行活動の結果である場合には、没収財産を他国との間で共有できるようにするための措置を必要に応じて講じること。

勧告 40

1. 本勧告の目的のために

- ・「カウンターパート」とは、同様の責任及び機能を行行使する当局をいう。
- ・「権限ある当局」とは、全ての資金洗浄対策及びテロ資金対策に係る行政当局及び法執行機関を指し、FIUや監督者も含む。

2. 情報交換においては、関係する権限ある当局の形態、及び協力の性質や目的に応じて、異なるチャンネルが望ましい場合もあり得る。情報交換に用いられる仕組みやチャンネルの例には、二国間又は多国間の合意又は取極め、覚書、相互主義に基づく交換、適切な国際機関又は地域機関を通じた仕組みが含まれる。しかしながら、本勧告は、法律上の相互援助又は犯人引渡しに関する協力の範囲に及ぶことを意図していない。

3. カウンターパート以外の外国の当局との間接的な情報交換とは、要請された情報が、当該外国当局から提供され、要請している当局が受け取るまでに、一又は二以上の国内又は外国の当局を介するという状況を含む。当該情報を要請した権限ある当局は、いかなる目的で誰のために情報を要請しているのかを常に明確にすべきである。

4. FIUは、金融取引の分析に関連し得る場合には、外国のカウンターパートのために調査を行うことができるべきである。少なくとも調査には以下のものが含まれるべきである。

- ・疑わしい取引の届出に関連する情報を含む、自己のデータベースの調査
- ・法執行のデータベース、公共データベース、行政データベース及び商業的に利用可能なデータベースを含む、直接的又は間接的にアクセス可能な他のデータベースの調査

許可されている場合には、FIUは、関連情報を入手するために他の権限ある当局及び金融機関にも接触すべきである。